



CONTENT

2. Espacenet tips
3. 論説
3. 特許情報専門家の為のイベント
4. 世界中の最新で豊富な特許引用文献
5. 三極特許庁がユーザーと会うー Trilateral Users' Day(東京)
5. EPO への手続きの品質手順書
6. 新しい分類体系: クリーンエネルギーとスマートグリッド
7. CPC アップデートーCPC 定義
7. CPC が特許情報業者の検討課題に
8. Register ハイパーリンクが、ベルギー、フィンランド、ノルウェーに
8. TIPO の「オンライン包袋検索」の最近の改善点
9. アジアからのニュース
10. "East meets West " 2012: アジア特許データへのアクセス
11. 東西間のより効率的な協力関係に向けて
11. 公報コーナー
12. その他のニュース



Espacenet 2.0 ?

ユーザーからのデータエラー報告がサービスの向上にどのように役立っているのか

7200 万以上のデータを保管している Espacenet ですが、毎年全記録のうち 0.1%未満のエラーレポートしか受け取らないということがデータの質を示す証と言えます。しかし、時折、ユーザーはミスに遭遇することがあります。それらはたいてい、偶然起きたもので、普段の業務とは異なる修正作業を必要とします。そこが「データエラーを報告」のリンクからたどり着けるところです。ユーザーの素早い対応がない限り、エラーはデータの山に埋もれ、何年も気付かないままとなる可能性があります。

もちろん、EPOは負荷時のデータの質の確認及び、改善を行っています。しかし、公報内、書誌情報やその他のデータに関する小

さなデータエラーは、定期的に行われるデータ品質検査では発見されないため、ユーザーの皆様の協力なくしては、エラーの数を減らすことはできません。これはまるで、正常なオペレーションのため公衆が貢献している Web 2.0 のミニバージョンを、EPO が所持しているみたいです。データの正確さを考えることは、EPO が高品質として知られるための必須事項であり、「データエラーを報告」機能はより高い品質と最新性を維持するのに役立っています。

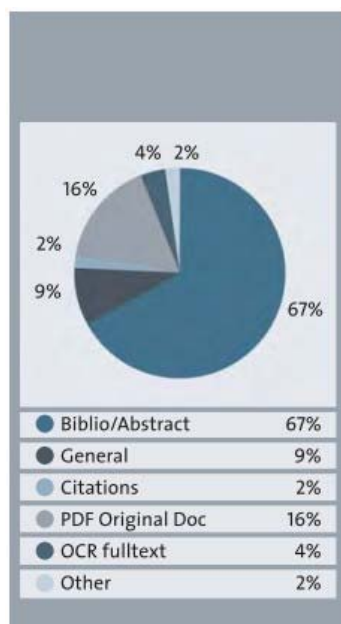
私たちの日常は忙しいものです、よって、もっと簡単な方法でエラーの報告が出来ればと考えています。だからこそ、EPO は 2004 年、Espacenet にエラー報告フ

ームを載せました。これは大正解でした。外部ユーザーから EPO ヘルプデスク、データ問題対応部署 (DOCHELP) への問い合わせ及びエラー報告は、2003 年にはたった 6%でした。しかし 2005 年には、すでに 16%まで引きあがり、2006 年以降は常に 30%前後をキープしています。さらに最近では、EPO は Espacenet のものと似たエラー報告機能を European Patent Register にも追加しました。

2010 年に、patentlibrarian-blog が(公開)特許データベースのエラー報告に関する記事を公開しました。Espacenet はユーザーにとって使いやすく便利な方法を提供したということで、多くの賞賛を受けました。

| Category * | |
|-----------------------|---|
| <input type="radio"/> | Family mix-up |
| <input type="radio"/> | Error in inventor / applicant / title |
| <input type="radio"/> | Format problem |
| <input type="radio"/> | Error in date of publication / application / priority |
| <input type="radio"/> | Error in cited documents |
| <input type="radio"/> | Error in abstract / text |
| <input type="radio"/> | Error in document classification (eg IPC/ECLA) |
| <input type="radio"/> | Other |

現在 EPO には毎年 1500 ほどのエラー報告が届いていて、以下のグラフに示すように分類されます。



エラー報告を受け取ると、DOCHELP のオペレーターはユーザーに受信確認をし、担当の専門家に転送します。専門家はリクエストの内容を確認し、ユーザーに対し修正内容や経過について連絡し、DOCHELP にはそのコピーを送ることでリクエストが処理されたことを知らせます。

早い対応でユーザーを驚かせたい書誌情報の専門家たちによって、エラーは数分で処理されることもあります。PDF 文献の印刷に関する問題も、それがスキャニングエラーで、リロードすればよいだけの場合、すぐに解決されます。通常、大体のエラーは 2 日以内で修正できますが、公報自体が不完全であるなどの複雑な問題がある場合はもっと処理に時

間がかかり、公報を発行した特許庁に修正してもらわないといけないこともあります。

Espacenet のユーザーは、特定の発行日の公報のオリジナルドキュメントを読み込むことがうまくいかないなど、構造上の問題をも見つけてくれます。

一部のユーザーは自分たちを正式なデータエラー担当者として認識していて、パテントファミリー担当、書誌情報エラー担当、タイトル担当など、それぞれエラー報告の専門分野を持っていることが多いです。

分類に関する質問は驚くべき結果に結びつくこともあります。その分類がどうして割り当てられたのかのような質問や、分類情報が間違っているなどの意見は、たとえばパテントファミリーのエラーを示すことにもなりかねないのです。

ユーザーからの感謝の気持ちが届くことはよくあります。こちらとしても感謝の気持ちでいっぱいです。いくつかのフィードバックをとりあげました。

「まず、Sandra からすぐに返事が来て、今度はあなたから連絡してくれました。あなたたちは皆最高ですよ、本当に」
 「素早く分かりやすい対応をどうもありがとうございます。専門家が解決してくれて良かったです」
 「分かりやすい説明をどうもありがとうございます。これで何をすればよいのかが分かりました。お時間をとって頂き、分かりやすい情報を用いて説明してくださって感謝しています」

DOCHELP チームは皆様の温かいお言葉に励まされるとともに、データエラーを報告してくださったユーザーの皆様に感謝したいと思います。

我々のデータを改善し続けるために、今後ともエラーの報告にご協力ください。

1) <http://patentlibrarian.blogspot.com/2010/04/reporting-data-errors-in-patent.html>

ESPACENET

Espacenet tips

アラートサービスと特許監視

このレギュラーコーナーでは、EPO、Espacenet ヘルプデスクチームにいる専門家がユーザーからの質問をもとに、Espacenet の

便利な使い方をお教えします。今回取り上げるのは、特許監視機能です。



たくさんのユーザーから、Espacenet には、例えば特定の技術分野において特許監視のアラートサービスがないのかお問い合わせいただきました。新しい公報がデータベースに追加された際に連絡が届くようにするには、Espacenet の結果表示の RSS フィードに登録するだけです。

必要な作業は検索をかけるだけです。いくつかの検索要素(出願人、分類符号など)を組み合わせる、詳細検索を行うこともできます。結果が表示されたら、「Result list」の横にある RSS アイコンをクリックします。結果の URL がフィードとして、お使いのコンピュータにインストールされた RSS クライアントに追加され、クリックするごとに新しい RSS フィードが作られます。

RSS リーダーがフィード(URL)を定期的にチェックし、アップデートをダウンロードして、ユーザーイン

ターフェースがフィードを監視し、読めるようにします。(RSS リーダーのセッティングをご確認ください)

そうすれば、検索要素に一致する新しい明細書がデータベースに追加された際、連絡が行きます。

Espacenet ホームページ内、「News Flashes」セクションも RSS フィードになり得ます。メンテナンスの予定などのニュースに対応するため、Espacenet ヘルプデスクチームはユーザーの皆様がこの RSS フィードを作成することをお勧めしています。

インターネットブラウザの中には、RSS フィードを「お気に入り」や「ブックマーク」として保存できるものがあります。

EPO が Web2.0 に

EPO では、ソーシャルネットワークなど“Web 2.0”にもっと参入するべきではないかと考えています。実際に、EPO は Twitter と Flickr のアカウントを所持し、Youtube で動画もシェアしています。

このことはあまり知られていませんが、Web2.0 界の専門コーナーは EPO にとって最大の衝撃でした。たとえば、EPO は現在、ヨーロッパ特許が European Patent Register のオンライン上で公開されることに反対している人々を招いています。また、USPTO の”peer-to-patent”に対する活発な意見交換もなされました。分類な

どは、ユーザーの協力が最終的な結果を向上させられる分野だと考えています。

本号カバーページのデータエラー報告に関する記事はユーザーが何を出来るか、コラボレートやコミュニティが皆の利益のためにどう機能できるのか示しています。

Espacenet の「データエラーを報告」機能が成功して嬉しく思うとともに、EPO とユーザーの皆様とのコラボレートの新しい可能性のモデルとなってくれるのではないのでしょうか。



Richard Flammer
特許情報主席部長

イベント

特許情報専門家のためのイベント

2012 年 11 月 6 日～8 日、ハンブルグで開催の EPO Patent Information Conference

特許情報の最新情報を得るには、EPO Patent Information Conference が最適です。EPO の最新ニュース、産業界がその最新ニュースについてどのように考えているのか、あなた自身はどう思うのか、を考えたいと思っているのであれば、EPO Patent Information Conference への参加をお勧めします。

重要な問題への取り組み

ヨーロッパ産業界の特許情報専門家への電話取材で、プログラムへの有益な意見が得られました。その分野の専門家にとって、価

値あるものになると自信になったようです。

今年のスケジュールには、特許検索方法に大きな衝撃を与えるものが多くあります。

- 共通特許分類(CPC)
- グローバルデータ
- 専門的な特許調査
- リーガルステータスデータと特許法

コミュニティの交流

会議では特許情報を日々扱う人々と開発者が一同に集まりません。

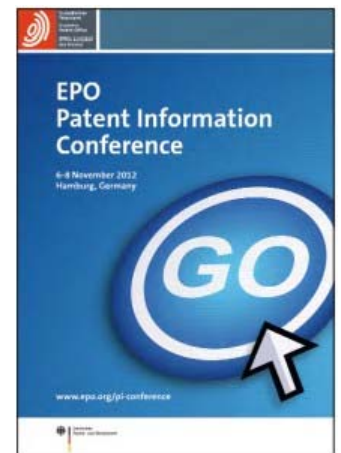
プレゼンテーションを聴いたり、チュートリアルセッション、トレーニングコースを受けたりすることで特許情報の進歩に追いつくことができます。もし、特許情報や疑問点を専門家コミュニティのほかのメンバーと話し合いたいのでしたら、ディスカッションや質疑応答会に参加されるとよいでしょう。人脈を広げたいのであれば、特設会場に行かれますと、特許情報の提供者が多くいますし、夜のイベントにも多く参加する予定です。

EPO の特許出願人に感謝を

イベントは EPO からの多大な財政支援で成り立っています。つまり、特許出願人からの手数料でまかなっているということです。残りの費用は各参加者や代表者からの参加費でまかなわれます。

予定を空けておいてください

EPO Patent Information Conference2012 はドイツのハンブルグで 2012 年 11 月 6 日～8 日まで開催され、開催前イベントやトレーニングコースは 11 月 5 日に開催されます。



プログラムは EPO のウェブサイト に 6 月中に掲載されます。ウェブサイトからメールアドレスの登録を行ってください。そうすればイベントの最新情報を常に確認できます



© hbg66 - Fotolia.com

世界中の最新で豊富な特許引用文献

特許引用文献は広く利用されています。特許のサーチャーは、関連する先行技術の豊富な情報源として引用文献を利用し、特許アナリストは、特許ポートフォリオの強み¹と特性²を評価する際に利用し、そして統計家は、技術の動向³を確認するのに利用します。

特許引用文献を利用する全ての人が切望していることは、世界中の主要な特許機関を対象として含む、直ちに利用できる豊富な引用文献の情報です。最近の開発により、これまでにないかきその目標に近づきつつあります。

世界中の特許引用文献－米国の特許付与前情報

EPO の引用文献に最近追加されたものは、USPTO から提供される特許付与前の引用文献の情報です。これらは、USPTO の審査官らの文書で使用される引用文献で、USPTO の包袋を利用する際に「Notice of References Cited (USPTO form 892)」のアクションで言及された引用文献に相当します。

これまで、EPO のデータベースに掲載される米国公報の引用文献は、付与された特許の表紙に記載されている引用文献でした。新たな引用文献の情報は、一連の手続きのかなり早い時期に掲載され、さらに、付与前に拒絶されたり取下げられたりした出願も含む全ての公開公報の引用文献を含んでいるので、より完全なものです。

例

| LIST OF ALL CITATIONS: US2011259225 (A1) — 2011-10-27 | | | | | |
|---|--|--------------------------------|---|-----------------------------|----------------|
| 3 documents cited in relation to US2011259225 (A1) | | | | | |
| PATENTS CITED IN THE SEARCH REPORT | | | | | |
| 1. Exemplar leads | | | | | |
| ★ Inventor: | Applicant: | EC: | IPC: | Publication info: | Priority date: |
| MAY HERBERT D (US) | GEY DYNAMICS ORDNANCE & TACTIC (US) | F42B500 F42C1908 | F42B500 F42C1908 (IPC 1-7) F42B500 | US9597379 (W) 2005-02-22 | 2002-04-10 |
| 2. Exemplar charges ionifer | | | | | |
| ★ Inventor: | Applicant: | EC: | IPC: | Publication info: | Priority date: |
| HOERR ALFRED (DE) REISS HEINZ (DE) (*1) | DYNAMIT NOBEL AG (DE) | F42C1908 F42C1908 | F42C1908 (IPC 1-7) F42B500 F42C1908 | US5339600 (A) 1994-09-09 | 1992-12-01 |
| 3. Apparatus for producing hydroformed part | | | | | |
| ★ Inventor: | Applicant: | EC: | IPC: | Publication info: | Priority date: |
| SHIMAHIROVSKI BRUCE S (US) WRIETHALTER DR GEORGE T (US) (*2) | GEY MOTORS CORP (US) | B21D28/04 B21D28/02 (*2) | B21D28/02 B21D28/09 B21D45/00 (*1) | US5398533 (A) 1995-03-21 | 1994-05-26 |

Espacenet で閲覧できる特許出願 US2011/259225 の引用文献

利用できる引用文献の情報は、2011年11月以降に発行された公報の情報です。180,000 件の公報に対する合計 900,000 件の引用文献が該当します。

USPTO が EPO に引用文献を提供することで、米国の出願人は、EPO への出願時に米国の優先権を主張する際、USPTO の調査結果のコピーを提出する必要がなくなります (EPC 規則 141) ⁴。

世界中の特許引用文献－日本とその他の国々

1年前、EPO のデータベースに初めて日本の特許出願の引用文献が掲載され、日本語が分からない人がそれまで調査できなかった関連する従来技術の調査が可能になりました。

現在、EPO のデータには、日本、米国、ドイツ、フランス、イギリス、WIPO、そしてもちろん EPO 自身を含む多くの特許機関から提供される、約 160 万の特許文献の約 1 億の引用文献が含まれています。

EPO、JPO、USPTO の引用文献は、特許出願のファミリーである全ての関係官庁により引用された従来技術を集約した特許情報ツールである、共通引用文献 (CCD: Common Citation Document) でも利用可能で、www.trilateral.net/citation.html で閲覧できます。

最新の引用文献

ほとんどの特許機関が、特許出願と同時に調査結果を公開しておらず、補足情報として特許登録原簿に追加しているに過ぎません。これにより、引用文献を適時に入手することが難しくなる可能性があります。

従って、三極特許庁 (EPO、JPO、USPTO) が体系的に引用文献の情報交換に同意したことは朗報です。この構想によって 2011 年後期に CCD が開始され (PI News 2011 年 4 号参照)、欧州、日本、米国の引用文献情報が、1 箇所ですぐに利用できるようになりました。

豊富な引用文献

引用文献に関する次の動きは、各特許機関が「豊富な引用文献」の公表を検討していることです。これは、4 月に行われた特許機関との会合にて三極産業グループによる要望に含まれていました (5 ページ参照)。

引用文献の情報を豊富にするということは、出願人の名称、引用カテゴリ (EPO の引用文献での X、Y、A など) に加えて、引用文献の最も関連する箇所 (段落番号、請求項、明細書など) を示すメタ要素を追加するということです。

| | | |
|---|--|------------------|
| X | EP 1 331 656 A2 (SEMICONDUCTOR ENERGY LAB [JP]) 30 July 2003 (2003-07-30) | 1-3.5.6, 8,13 |
| Y | * figures 1a, 10a, 13a-13f, 14a-14c * * paragraphs [0057], [0060], [0062], [0109] * | 7 |

例：欧州調査報告書に掲載される引用文献

EPO への手続きの品質ハンドブック

ユーザー（特に epi や BUSINESSEUROPE）との共同で欧州特許庁（EPO）が編纂した EPO への手続きの品質ハンドブックが、EPO のホームページで利用できるようになりました。

(www.epo.org/law-practice/legal-texts/handbook.html)

このハンドブックは、EPO とユーザーとの間の調査、審査、異議、取消、制限などに関する手続きが高い品質で行われるための手引きや情報を提供しています。これは、EPO 審判部審決集などの欧州特許条約を解釈するための手引きを提供する法律書や、審査部の指針、その他、例えば欧州特許庁公報などの公式刊行物に代わるものというより、これらを補足するものです。

以下のような主題が取り上げられています。

- 最初に EPO に手続きをする際の出願人と代理人のプラクティス（少しだが、異議申立人と第三者についても）
- 審査官のプラクティス、特に、審査官が、オープンに審理の当事者に対応しながら、適切な時期に決断を下せるように審査する最適な方法
- 方式審査官のプラクティス、特に、方式審査官と出願人とのやりとり
- EPO で、苦情はどのように処理されているか

このハンドブックの長所は、記載されているプラクティスに従うことで、全ての当事者が、高品質で高効率の特許取得プロセスに関する利益を得られることです。これらのアドバイスは、EPO 職員および代理人が既に多くの事例で適用しているプラクティスに基づいているものです。ハンドブックでは、出願人または EPO いずれかにとって、別の方策がより適切である

状況についても検討しており、これらの代案で手続きを進めた場合の結果についても詳しく説明しています。

ご意見ご提案は info@epo.org までお寄せください。



```
<patcit dnum="EP1331666A2" id="sr-pcit0003"
uri="http://v3.espacenet.com/textdoc?DB=EPODOC&IDX=EP1331666&C
Y=ep">
  <document-id>
    <country>EP</country>
    <doc-number>1331666</doc-number>
    <kind>A2</kind>
    <name>SEMICONDUCTOR ENERGY LAB [JP]</name>
    <date>20030730</date>
  </document-id>
  </patcit>
  <category>X</category>
  <rel-claims>1-3,5,6,8,13</rel-claims>
  <rel-passage>
    <passage>* figures 1a,10a,13a-13f,14a-14c *</passage>
    <category>Y</category>
    <rel-claims>7</rel-claims>
  </rel-passage>
  <rel-passage>
    <passage>* paragraphs [0057], [0060], [0062], [0109] *</passage>
  </rel-passage>
  </citation>
```

XML 形式での同じ引用文献

| | | |
|---|---|------------------|
| X | EP 1331666 A2 (SEMICONDUCTOR ENERGY LAB [JP]) 30 July 2003 (2003-07-30) | 1-3, 5, 6, 8, 13 |
| Y | * figures 1a,10a,13a-13f,14a-14c * * paragraphs [0057], [0060], [0062], [0109] * | 7 |

XML を翻訳した同じ引用文献

今後の引用文献

長い間、特許引用文献は特許サーチャーのツールキットの中核になっており、今後も重要性が高まっていきます。データは確実に増え続け、データ配信は、より早くより効率的に行われるようになるでしょう。豊富な引用文献の構想が進んでいけば、特許分析の全く新しい領域が開かれ、新たな興味深い見識につながるようになるでしょう。

- 1) 市場価値と特許引用文献 (Hall, Jaffe and Trajtenberg, 2004, http://elsa.berkeley.edu/~bhhal/papers/HallJaffeTrajtenberg_RJEjano4.pdf)
- 2) 特許引用文献のダイナミクス (Alan C. Marco - 2006, <http://economics.vassar.edu/docs/working-papers/VCEWP84.pdf>)
- 3) 特許引用文献で技術の動向をどのように分析するか？フランスの改革調査の根拠 (Duguet and MacGarvie, 2005, <http://www.tandfonline.com/doi/abs/10.1080/1043859042000307347>)
- 4) <http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20101209.html>.

三極特許庁がユーザーと会う - Trilateral Users' Day (東京)

4月13日、東京で三極特許庁（EPO、JPO、USPTO）が産業界（三極産業界）からのユーザーと会い、PCT の改良、特許審査ハイウェイ（PPH）、特許分類に関する事項を議題として意見交換が行われました。

なったことを喜んでおり、2012年にCCDを更に改良していく計画を立てています。三極産業界は、この計画のために全ての引用文献情報を供給するよう、三極特許庁に働きかけています。

EPO の機械翻訳サービスに関する意見がとても積極的でした。ユーザーはまた、米国の引用文献情報が共通引用文献（CCD）に最近含まれるよう

Trilateral Users' Day で行われた発表は、下記の三極のホームページで閲覧できます。
www.trilateral.net/events/meetings/2012.html

新しい分類体系：クリーンエネルギーとスマートグリッド

2つの新しい分類体系によって、クリーンエネルギーとスマートグリッドの技術の動向を正確に特定できるようになります。

急速に発展しているこれらの分野の、主に特許などの文書を特定するのに作成された新しい「タグ」は、Espacenet (www.epo.org/espacenet) などのウェブ上のデータベースで自由に利用できます。

この体系は、IEEE Standards Association および OECD の他に、欧州産業団体、国立機関および国立大学の専門家らとの共同により、EPO で開発されました。この体系は、簡単に直感的に利用できるように構成され、何十万もの特許を含んだ、特にクリーンエネルギー (Y02) とスマートグリッド (Y04) の技術に関する数百のタグから構成されます。

これらのタグ付けには、この分野における地域的な改革や競争力を把握するツールとして、欧州委員会や OECD などの機関によってすでに利用されているものもあります。

表に記載されたタグは、技術の大まかな分類を示しています。それぞれ実際はさらに細かく分類され、より正確な調査ができるようになっています。Espacenet の「Classification search (分類検索)」の機能を試して、色々発見してください。「Y02B」で始まるタグ以外の上記の体系は全て、すでに利用できます。Y02B は、2012 年の終わり頃から開始されます。



www.epo.org/espacenet

新しいタグで検索するには、www.epo.org/espacenet に行き、「Advanced search (詳細検索)」をクリックし、European Classification (ECLA) の欄に検索したいタグの記号を入力するだけです。I

クリーンエネルギーとスマートグリッドの技術を検索するタグ

Y02B- 建物に関連する気候変動緩和の技術 (2012 年末から利用開始)

| | |
|--------|---------------------------|
| Y02B10 | 建物内での再生可能エネルギー源の集積 |
| Y02B20 | エネルギー効率の良い照明技術 |
| Y02B30 | エネルギー効率の良い冷暖房空調設備 [HVAC] |
| Y02B40 | 家庭用電気製品の効率を改善する技術 |
| Y02B50 | エレベーター、エスカレーター、動く歩道の省エネ技術 |
| Y02B60 | エネルギー使用を抑えた情報通信技術 |
| Y02B70 | 消費者側の電力管理および電力消費を効率的にする技術 |
| Y02B80 | 建物の熱的性能を改善する建築上または構造上の要素 |

Y02B90 建築部門で技術を可能にできるスマートグリッド

Y02C- 温室効果ガスの回収・貯蔵/隔離・廃棄

| | |
|--------|------------|
| Y02C10 | 二酸化炭素 |
| Y02C20 | その他の温室効果ガス |

Y02E- エネルギーの生成・伝達・分配に関する温室効果ガスの排出削減技術

| | |
|--------|-----------------------------------|
| Y02E10 | 再生可能エネルギー源によるエネルギー生成 |
| Y02E20 | 緩和ポテンシャルを有する燃焼技術 |
| Y02E30 | 核起源のエネルギー生成 |
| Y02E40 | 電力の生成・伝達・分配を効率的にする技術 |
| Y02E50 | 非化石起源燃料を生成する技術 |
| Y02E60 | 温室効果ガス排出緩和に潜在的または間接的に寄与する技術 |
| Y02E70 | 温室効果ガス排出を削減するその他のエネルギー転換または管理システム |

Y04S- スマートグリッド

| | |
|-----------|------------------------------------|
| Y04S10/00 | 電力の生成・伝達・分配をサポートするシステム |
| Y04S20/00 | 消費者の固定アプリケーションの管理または操作をサポートするシステム |
| Y04S30/00 | 伝達部門における特定の消費者のアプリケーションをサポートするシステム |
| Y04S40/00 | スマートグリッドの通信・情報技術状況 |
| Y04S50/00 | スマートグリッドの運用に関する市場活動 |

CPC アップデートーCPC 定義

共同特許分類実施に関する最新ニュース

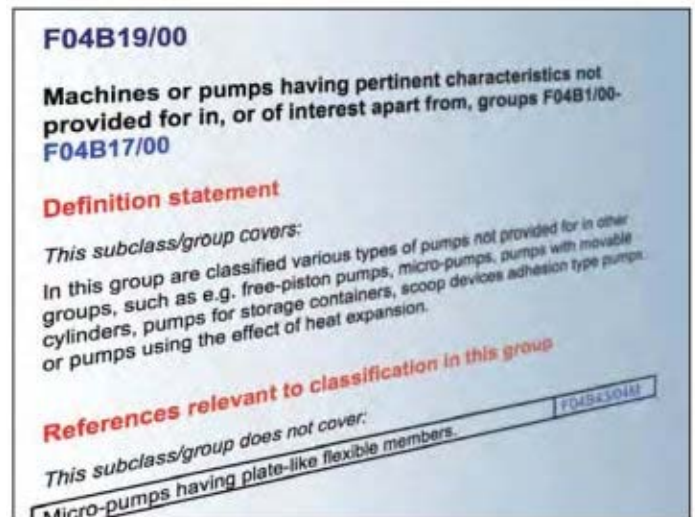
2013年1月1日から、共同特許分類(CPC)がEPOとUSPTOで実施される予定です。特設ウェブサイト(www.cpcinfo.org)では、この新システムについて説明しており、進捗の詳細をお知らせしています。

ここでは、CPCスキームを用いた「CPC定義」を取り上げています。CPC定義は、IPC定義の通則に従ったもので、これによって、各分類項目に属する主題をいかに細密に定義するかがより明確になります。CPC定義は、あくまでもこれらの項目の付加情報を提示することを意図したものであり、これらの項目の範囲を変更するものではありません。

CPC定義には、以下のサブセクションがあります：

- 定義文
- 上位概念との関係
- 分類記号
- 展開記号
- 分類特則
- 専門用語集
- 同義語及びキーワード

CPC定義は、IPC定義¹のテンプレートが基本となっています。CPC定義には、少なくとも主分類レベル(大抵の場合は小分類レベル)に至る各技術分野の分類プラクティスが記載されています。また、CPC定義は、分類のトレーニングや、分類のクオリティコントロールにも役立ちます。分類のクオリティが向上すれば、検索結果も改善するので、登録特許の法的安定性の確保に繋がります。



IPCの小分類ひとつにつきCPC定義がひとつとすると、CPC定義は、完成すると全部で632個になると考えられます。

EPOでは、既に300を超えるCPC定義の草稿を作成し、USPTOにこれを手渡しています。両特許庁がこの内容に同意次第、CPC定義が公開される予定です。

2012年10月1日のCPC開始計画に合わせて、定義の第1弾を利用して

きるようになる予定です。残りの定義は、その後数ヶ月にわたって公開される予定です。

CPCウェブサイト

www.cpcinfo.orgは、EPOとUSPTOが共同で運営するサイトです。便利なCommon Patent Classificationの概説や、2013年の実施までのタイムラインを掲載しています。

¹) <http://www.wipo.int/classifications/ipc/en/faq/#G24>

CPCが特許情報プロバイダーの一番の関心事に

共通特許分類(CPC)が2013年1月1日から実施されることは、特許サーチャーにとって新たな課題となりそうです。というのも、この日までに、特許情報プロバイダーは全力で自社製品を「CPCに間に合わせる」という課題に直面するからです。

CPC関連の情報をなるべく収集しようと、多くの特許情報プロバイダーが、この3月にウィーンで開催されたRaw Data Dayに参加しました。この恒例イベントは、生データから新製品を見出したり、既存の製品の機能を触れたりするチャンスです。今年の参加者全員の関心は、勿論CPCにありました。EPOの分類エキス

パート2人が、分類がどのように変化し、この変化が生データにどのような影響を及ぼすかについて解説しました。

その他、予定されていた一般的なトピックとしては、DOC-DB、法的状況、フルテキスト、OPS(Open Patent Service)に関するものがありました。一日の締め括りに、DIAEIS/Numen社から迎えたゲストスピーカーが、自社の機械翻訳への最近の取り組みについて見解を述べました。

一年を通じて、特許情報プロバイダーがEPOと行政、ビジネスの両側面から議論を深められる様々なイベントがあります。とりわけ、Raw Data Dayはユニークで、(特許情報プロバイダーの)技術エキスパートのための、(EPOの)技術エキスパートによる集まりです。EPOにとってこの集まりは、特許情報プロバイダーと直接対話して、本当に必要なものが何かを知り、技術的な側面を事細かく議論できるチャンスなのです。

こうした特許情報プロバイダーの製品を利用するエンドユーザーの数が増え続けているため、EPOが提供するデータは(何らかの大幅な加工を経て)、大規模な消費コミュニティへと受け渡されています。つまり、EPOとその通商パートナーは、なるべくクオリティの高いデータにアクセスできるようにする責任を共有しています。そして、Raw Data Dayのようなイベントは、そのための布石のひとつにすぎません。

Register のハイパーリンクが、ベルギー、フィンランド、ノルウェーにも拡張されます

European Patent Register の 2012 年春の new 着ビッグニュースといえば、ディープリンクが強化され、ベルギー、フィンランド、ノルウェーが加わり、4 月から利用できるようになったことです。これによって、全 11 カ国の特許登録と確実な法的状況の情報が、たったワンクリックでわかるようになります。

このように「ハードな」ディープリンクが設けられた登録簿をできるだけ多くの特許庁に広める計画です。「フレキシブルなディープリンク」になるのはその次の段階ですが、更に多くの特許登録簿がネットワーク上に取込まれることでしよう。

もうひとつ大きく変わった点は、予定される事項は実際に行われるまで通知を行わず、その発効日まで表示を控えるという点です。

この最新版の詳細は、リリースノート (www.epo.org/searching/free/register/april2012.html) で公開しています。

Coming up!

European Patent Register の次回リリースは、2012 年 7 月です。主な新機能として、Register Alert が European Patent Register に統合される予定です。これによって、いつでも、European Patent Register から個人情報とユーザーアカウントを設定し、閲覧するファイルを選択できるようになります。

重要: 現在スマートカードを使って Register Alert にアクセスしているユーザーの皆様は、この度の統合後、Register Alert へのログイン時にユーザー ID とパスワードが必要になります。その他のスマートカード認証についての変更はありません。ユーザーの皆様には、e-mail にて詳しい内容をお知らせする予定ですが、European Patent Register のアップデートについて、

<https://register.epo.org/espace.net/> の論説ページにもご注意ください。

| Designated contracting states | |
|-------------------------------|-------------------|
| AT | |
| BE | Lease: 12.10.2011 |
| BG | |
| CH | |
| CY | |
| CZ | |
| DE | |
| DK | |
| EE | |
| ES | |
| FR | |
| GB | |
| GR | Lease: 13.01.2012 |
| HR | |
| HU | |
| IE | Lease: 12.02.2012 |
| IT | |
| LI | |
| LT | Lease: 12.10.2011 |
| LU | |
| LV | Lease: 12.10.2011 |
| MC | |
| MD | |
| ME | |
| MT | |
| NL | |
| NO | |
| PL | |
| PT | Lease: 13.02.2012 |
| RO | |
| SE | Lease: 12.10.2011 |
| SI | Lease: 12.10.2011 |
| SJ | |
| SM | |
| TR | |

TIPO の「オンライン包袋検索」の最近の改善点



台湾特許庁 (TIPO) のオンライン包袋検索サービスに英語でアクセスできるようになりました。この新英語インタフェースは、「TIPONet」の中国語版ポータル的一年後に運用が開始されたもので、TIPO の英語版ウェブサイト (www.tipo.gov.tw/en/index.aspx) と直接リンクし、アクセスできるようになっています (ナビゲーションウィンドウの左手にある「file wrapper search」をクリック)。

現在は、出願番号だけでなく、公開番号と登録番号も検索できます。この新英語検索マスクを使って検索すると、包袋の文献リストが自動的に英語表示されます。リストは、TIPO が発行した通知を示す赤と、出願人が提出した書類を示す青の 2 色で色分けされます。中間処理書類 (例えば、レター、補正、再審、サーチレポート等) の大多数が、中国語でのみ FAX で受け取り可能です。しかし、テキストデータがあれば、あらゆる書類 (例えば、願書や電子出願等) の翻訳に Microsoft translator による翻訳機能を活用できます。

システムには、2003 年以降に公開の、特許登録されておらず、オフィスアクションがなされていない特許出願の包袋が収録されています。再審履歴は、2011 年 12 月から収録されています。登録後の情報も収録される予定ですが、TIPO では登録後の書類を公開する予定はありません。TIPO では更に最近、オンライン包袋検索サービスを拡張し、2012 年 5 月 2 日以降に出願された台湾実用新案の出願にも対応しています。

最近になって中国語版のみ追加された、もうひとつの便利な機能が、包袋書類の全部又は一部の一括ダウンロードです。この機能は、各ファイルのチェックボックスの幾つか又は全てを選択して使用します。更に、ページ冒頭のボタンをクリックすれば、複数の文献をひとつの PDF ファイルに結合できます。この機能は、英語版ではまだ使用できず、個々の文献を検索できるのみです。

台湾の包袋検索と PDF 一括ダウンロード機能の利用方法がわかる検索の手引きを、EPO のアジア特許情報 (www.epo.org/asia) にある「Virtual helpdesk」からご利用頂けます。

アジアからのニュース

韓国の料金支払情報を英語で KIPRIS 検索システムから利用できる Korean Patent Abstracts (KPA) データベースには、多くの新機能があります。

KPA データベースでは、特許が登録されると、その料金支払状況を英語で見られるようになりました。これまで、KIPRIS の「特許検索」データベースでは、支払状況を韓国語でしか見られませんでした。また、今では、要約書公開の1ヶ月前に、新しい公報の書誌情報がわかるようになっており、KPA データベースのタイムラグが大幅に減ることになります。

他にも、KPA の新機能として、出願から登録に至るまでの経過情報全てを含む詳細な法的状況を見られることや、要約書のキーワードをハイライト表示することが挙げられます。近々、要約書選択画面中の用語も英語に翻訳できるようになる予定です。

KIPRIS へは、http://eng.kipris.or.kr/eng/main/main_eng.jsp からアクセスできます。

「iPairs」データベースとインド特許弁理士登録簿の改良について
2012 年 4 月下旬、インド特許庁は、一般向けの特許検索データベースを改良し、定義済みの検索フィールドを増設しました。新バージョン(「iPairs 2.0」)では、検索項目の組み合わせの幅が広がり、検索オペレータを新たに多数増員しました。ヘルプを開くと、新しい検索機能の使い方を確認できます。

登録特許のデータには、1912 年以降のものが収録されています。1995 年 1 月 1 日以降に出願され

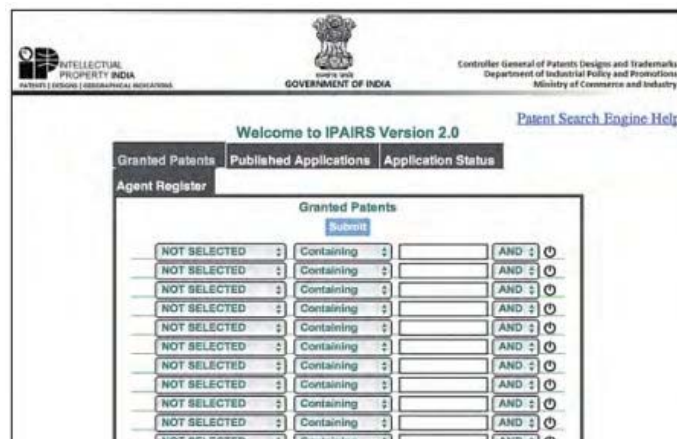
た特許出願については、明細書全文、オリジナルドキュメント、電子登録情報をはじめ、詳細を全て確認できます。「iPairs 2.0」へは、IPO の IPIndia ウェブサイト (www.ipindia.nic.in/) からアクセスできます。

電子登録簿には、インドの特許弁理士がリストアップされています。弁理士登録番号、弁理士の氏名、弁理士が拠点とする州/市から、検索を実行できます。住所、メールアドレス、電話番号の情報も登録されています。この登録簿は、「iPairs 2.0」データベースの一部なので、IPIndia ウェブサイトの「Gateways」からもアクセスできます。

日本の特許法改正について

日本の特許法が一部改正され、2012 年 4 月 1 日から実施されています。とりわけ大きな変更は、日本国特許庁 (JPO) への登録なしで、非独占的ライセンスが譲受人に対して効力を有するようになった点です。訴訟関連では、争議のより効率的な決着が図れるようになっています。従来の特許法では、特許が冒認された場合に真の権利者にできることは、侵害特許の無効化だけでした。しかし、改正後は、特許権の譲渡を請求できるようになりました。他には、新規性喪失までの猶予期間と、日本語への翻訳文提出期限に関する条項が改正されています。詳しくは、日本弁理士会 (JPAA) のウェブサイト (<http://jpaa.or.jp/english/>) と、JPO の「特許行政年次報告書」2011 年版 (www.jpo.go.jp/index_e/reference_room.html) の第 2 章をご覧ください。

JPO は、料金体系も見直し、料金の減免又は猶予の適用範囲を拡大しました。この新料金は、2012



<http://124.124.193.245/patentsearch/search/index.aspx>

年 4 月から適用されています。料金表の英語版は、www.jpo.go.jp/cgi/linke.cgi?url=/tetuzuki_e/ryoukin_e/ryokine.htm をご覧ください。

サウジアラビア関連の FAQ を EPO のバーチャルヘルプデスクで

EPO ウェブサイト (www.epo.asia) のバーチャルヘルプデスクに、「FAQ Saudi Arabia」のコーナーが新たに加わりました。ここでは、サウジアラビアの特許システムに関する基本的な情報も掲載しています。アジア諸国関連の既存の FAQ コーナーと同様、ウェブフォームを使ってオンラインで質問すると、数営業日で回答を受け取れます。

SIPO が優先権書類へのアクセスサービスを開始

2012 年 3 月 1 日、中国特許庁 (SIPO) が、WIPO の優先権書類アクセスサービス (DAS: Priority Document Access Service) の寄託特許庁及び加盟特許庁としてのサービスを開始しました。これにより、加盟特許庁と出願人の間の特許優先権書類の電子送達によりスムーズになります。

詳しくは、WIPO ウェブサイト (www.wipo.int/patentscope/en/docforum/)、PCT Newsletter

(www.wipo.int/pct/en/newslett/) の 2012 年 3 月号をご覧ください。

シンガポールの特許法及び規則の改正に関する建議について

シンガポール知的財産庁 (IPOS) では、現行の「自己査定制度」を廃止し、特許システムをより国際的な特許システムへと路線変更することを検討しています。これは、意匠や商標に関する規則の改正も視野に入れたものです。これらの変更に関する質問受付は終了していますが、www.ipos.gov.sg/topNav/leg/Public+Consultations.htm に基本的な情報が掲載されています。

マレーシアの工業意匠規則

MyIPO は、2012 年 2 月 15 日以降の出願について、工業意匠規則に多くの変更を加えました。今回の変更は、料金と出願形式、先出願の手続言語と翻訳文の提出に関するものです。

改正の概要は、MyIPO ウェブサイト (www.myipo.gov.my/en/component/content/article/754.html) からご覧になれます。

アジア関連のニュースについて更に詳しくは、EPO ウェブサイト (www.epo.org/asia) の「Updates」をご覧ください。

“East meets West ” 2012:アジアの特許データへのより良いアクセス

今年ウィーンで開かれた東西交流フォーラム（“East meets West forum ”）では、“ビッグ・スリー”（中国、日本、韓国）の先を見越し、三国の、一般には馴染みの薄い特許システムに焦点を当てました：初めに、台湾の特許システム、マレーシアの新しいオンライン検索サービスである“IPOnline ”及び香港における進展にプログラムの一部が充てられました

アジアの特許データへの接近性は、すべての“East meets West ”行事を貫く共通の糸です。法的状況情報、データ或いは分類における進展は、何年もの間、繰り返されてきたテーマですが、しかし、テーマの範囲は、例えば機械翻訳と特許分析の発展のような現在関心を持たれている新しい領域を含めるように、常に拡大されてきました。

10 年前、50 人の参加者と 1 つの国（日本）、そしてわずか3つのワークショップから出発したこのフォーラムが、以後二日間のカンファレンスになるまでに成長しました。はじめは日本に焦点が当てられていたものが、すぐに中国と韓国を含んで拡大されました。その後、インドと様々な AEAN 諸国も議題に追加されました。同様に追加された入門用、訓練セッションとワークショップが、今やこのプログラムの固定的な機能となっています。

4 月 19 日と 20 日にウィーンで開催された今年のフォーラムでは、100 以上の業界関係者、弁理士、データベース・プロバイダーたちが集い、アジアからは約 20 の特許庁、関連団体からの代表が参加しました。また本フォーラムにおいて、サウジアラビア特許庁の代表が初めてオブザーバーとして参加しました。

台湾中央研究院 (Academia Sinica) の Kung-Chung Liu 氏の講演テーマは、「台湾における特許権の行使」でした。Liu 教授は 2008 年発足した知的財産裁判所によって生じた法的環境を考慮した、徹底的な制度分析を行いました。

Peter KF Cheung 香港特別行政区域知的財産権局長は、香港の既存の登録システムについて発表し、現在検討されている登録システムを改革するためになされた様々な提案の、長所



と短所について詳細に説明しました。

マレーシア特許庁 (MyIPO) の Sharifah Nadiah Syed Sheikh 氏による講演は、「マレーシア IP オンラインサービス」の機能面、最近の出願動向及びマレーシアにおける知的財産保護の改善に集中しました。

今年の最もホットなテーマは「機械翻訳」でした。グーグル特許検索の責任者である Jon Orwant 氏は、地域別に行われている現在の進捗状況だけではなく、克服すべき課題をも強調する講演を行いました。グーグルは EPO と共同で自社の翻訳エンジンを「訓練」し、特許文献翻訳の精度をかなり向上させました。Espacenet 上で使用可能なオンライン機械翻訳は、すでに 7 つの言語をカバーしており、2014 年末までには、さらに 32 の言語—EPC 加盟国の言語に中国語、日本語、韓国語及びロシア語を足した—を追加する予定です。

製品プレゼンテーション及びポスターセッションは、アジア特許情報の商用プロバイダーたちが提供する製品とサービスについて知る機会を与えてくれました。一部のアジアのプロバイダ



ーたちは、ヨーロッパでの行事で述べる機会がほとんどなかったため、今回のセッションは「東」と「西」が情報交換をする上で、別の意味でよい機会になりました。本プレゼンテーションには、KIPI (韓国特許情報院: Korea Institute of Patent Information) の専門家が、KIPI のサービスの改善について行った報告も含まれています: その改善とは、英文抄録 (KPA) が使えるようになる前に、書誌事項データを公開することによって、書誌事項に対するより早いアクセスを提供し始めたことです。一方、特許年金に関する情報が、初めて英語で、現在 KIPRIS 上で利用可能です。

“円卓会議中 ”に、アジアの代表者たちと出席者が論議したテーマは、中国、ASEAN 諸国及びサウジアラビアの法的状況情報、検索オプション、分類及び特許情報でした。「ストリーム」と呼ばれた一連の簡略なプレゼンテーションで、専門家らは、特許データの標準化、アジアの非特許文献、特許分析を様々な視点から考察しました。

欧米のユーザたちは、彼らがアジアの特許情報における持続的な改善を

いかに高く評価しているかを繰り返し強調し、特に機械翻訳の品質と参考文献の高い可用性を称賛しました。しかし、彼らは例えば標準化されていない数字フォーマットや出願人の名称を扱う際に、問題点を経験し続けました。また彼らは、アジア各国の多様なデータベースから提供されるカバレッジに関する正確な情報をずっと必要としています。

今年もまた、複数の特許庁がいくつかの歓迎すべき進展、例えば、インド、マレーシア、中国に関する新規の、あるいは改善された公式ソースを発表しました。にもかかわらず、アジアの特許情報に対するアクセス—特に英語でのアクセス—にはまだ難しさが残り、ユーザ、データベース・プロバイダー、特許庁、その他団体との間の協調を活性化させることがまだ必要です。日本特許庁の Mizue Kakizaki 氏は日本の観点から話しながら、以下のようにスピーチを結びました:「これは特許情報と機械翻訳における我々のパートナーシップの終わりではなく、さらなる強い協力関係への始まりです」

「East meets West」のプレゼンテーションと他の関連資料は、www.epo.org/emw2012 でご覧になれます g。

東西間のより効率的な協力関係に向けて

2012年4月23日と24日に、ウィーンのEPOにてPDG Working Group IMPACTの第63回目の会合が開かれました。日本と韓国からの初めてのゲストを含む50人以上が参加し、過去で最も大きな規模の会合になりました。

IMPACTグループの活動は、グローバルなレベルにおける特許情報の可用性と質に焦点を当てています。

現在、20以上あるその活動は、IP5関連の活動だけではなく、アジア、中南米、中東諸国の特許情報の範囲、法的状況のワールド・ワイドな可用性、特許情報の標準化のような問題と関連する活動です。IMPACTグループの会合はPDG企業、EPO、WIPO、商用プロバイダーたち、弁理士たちからメンバーを集め、年2回開催されます。

今回の焦点は、明らかにアジアの特許情報の範囲に関するものでした。ワーキンググループの長であるBASFのPeter Kallas氏は、「2009年、PDGがアジアの特許庁を交えて、“産業界が必要としているもの-東西間の効率的な連携に向けて”と題したワークショップをEast meets West forum in Vienna(東西交流フォーラム)にて開いて以来、我々はアジアの



事務所をIMPACT会合に招こうと計画してきました。今、我々はその目標に達しました」と話を結びました。

会合の討議から、ヨーロッパとアジアの特許庁が様々な言語を翻訳しなければならないという同じ問題に直面していることが明らかになりました。グループのメンバーとアジアのゲストたちは、機械翻訳、EPOのデータベースを経由した完全な法的状況の可用性、譲受人と出願人の名称及び特許情報のよりよい標準化について議論しました。PDGの理事会メンバーであるシーメンスのGerold Frers氏は、「討議により、お互いが必要としているものについて、よりよい理解を得ることができました。我々は集中的なネットワーク化を始めました」と結論しました。

ワーキンググループは日本と韓国に、プレゼンテーション、requirements(要求事項?)、そしてディスカッション機能を備えたPDGウェブサイトへのアクセス権を与えることによって、協力関係を強化することを決定しました。その返礼に、日韓の特許庁はPDGを自国の特許情報カンファレンスに招待しました。EPOのアジア特許情報サービスの責任者、Günther Vacek氏は、「East meets Westに基づいて定着した、ユーザグループとアジアの特許庁との直接的な接触は、お互いのWIN-WIN関係に貢献できる」と強調しました。

今後の交渉の基礎として、今回の討議の要約及び一部合意事項が日韓のゲストに対し、交付される予定です。

IMPACTグループは、中国やインドのような他の国の特許庁を招待することも考慮しています。

IMPACTグループはまた、ブラジル特許庁(INPI Brazil)との緊密協力プログラムを最近開始しました。これは、すでに実を結び始めており、同グループはブラジル特許庁の熱意に大変感謝していました。グループの次のステップは、サウジアラビア特許庁との最初の話し合いを開始することです。

公報コーナー

「公報コーナー」はPatent Information Newsの定期的な記事で、読者にEPO公報についての統計および一般情報を提供します。

- EP-A1: サーチレポート付きで公表された欧州特許出願
- EP-A2: サーチレポートなしで公表された欧州特許出願
- EP-A3: 欧州サーチレポート
- EP-B1: 欧州特許明細書
- EP-B2: 補正された欧州特許明細書

注記: 表には、PCTルート経由で出願された欧州特許出願(欧州特許PCT出願)の統計は含まれていません。これらはWIPOから発行されており、英語、フランス語またはドイツ語以外の言語で存在しない限り、EPOでは入手できません。

現在、全欧州特許出願の約60%がユーロPCT出願です。

欧州特許公報 2012年1月～6月

| | 2012年の週平均 | 2012年1～6月の合計 | 2011年からの変化 |
|----------------------|-----------|--------------|------------|
| EP-A公報 | | | |
| EP-A1 | 1001 | 26,013 | 2.0% |
| EP-A2 | 386 | 10,042 | -10.1% |
| EP-A1 + A2の合計 | 1,387 | 36,055 | -1.7% |
| A1+A2の合計に占めるEP-A1の割合 | 72.1% | | 3.7% |
| EP-A3 | 359 | 9,328 | 2.9% |
| EP-B公報 | | | |
| EP-B1+B2 | 1278 | 33,217 | 5.3% |

お問い合わせ

Espacenet

espacenet@epo.org

電子出版物相談

epal@epo.org

Patent data

patentdata@epo.org

PASTAT and IPscore

pastat@epo.org

Asian patent information

asiainfo@epo.org

研修

training.vienna@epo.org

カスタマーサービス
センター (CSC)

csc@epo.org

EPOカスタマーサービスは欧州特許に関するあらゆる問題のお問い合わせにご利用できます。

Tel.: +49 89 2399 4636,
e-mail: info@epo.org

ウィーンの Switch board

Tel.: +43 1 52126 0

EPO の 2011 年報

EPO の 2011 年報が、現在オンライン上でご覧になれます。年報には EPO の戦略と活動だけではなく、鍵となるトレンドや詳細な統計数値が掲載されています。おまけに欧州特許庁長官である Benoit Battistelli のビデオメッセージも付いています。

www.epo.org/annual-report2011

World Patent Information

この国際的な査読つき情報誌の最新版 (Vol.34、2 号、2012) が最近、電子版で公開されました。掲載されている記事のトピックは以下のものです:

- 気候変動の緩和技術に対する EPO の新分類体系
- PCT サーチレポートの調査及び非特許文献のソースとしてのインターネットの重要性
- ビジネス上の戦略的な意思決定をサポートするように設計された、技術及び競合他社のマッピング
- 複雑な特許のマーカッシュ構造 (Markush structures) を逆重畳積分 (Deconvoluting) する: 新規

- R-基の番号付けシステム
- 急速に発展している ASEAN 諸国の特許制度に関する考察
- 欧州特許庁における出願人の構造と活動の分布
- ベネット・ウッドクロフト (Bennet Woodcroft) — 特許情報の先駆者

編集者の Mike Blackman はこの情報誌に載せる記事を募集しています。
mblackmanwpi@tiscali.co.uk までご連絡ください。

最新の記事は、ScienceDirect ウェブサイト内、情報誌のページの “Articles in Press (掲載前記事)” セクションでご覧いただけます。

www.sciencedirect.com/science/journal/aip/01722190
サンプル内容のリスト、要約や記事などの情報誌に関する詳細情報は以下の URL からご確認いただけます。

www.elsevier.com/locate/worldpatin

EPO の諮問委員会が検索の改善の余地を調べる

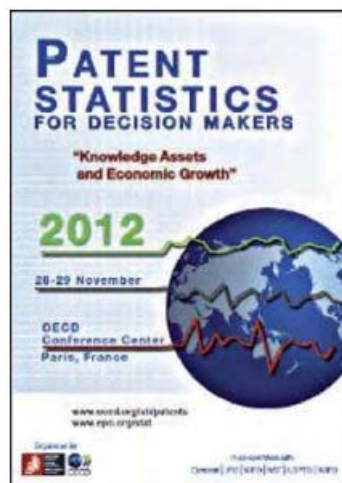
5 月 7 日と 8 日に開かれたワークショップにおいて、EPO の経済及び科学諮問委員会は特許の質が何より重要であるということ及び、特にアジア言語の先行技術調査などのような分野において改善の余地があることを指摘しました。委員会はいくつかの具体的な提案を行いました。

すべてのワークショップの議事録は、今年の後半に利用可能になります。

意思決定者のための 特許統計 2012—日付 を確保してください

意思決定者のための特許統計カンファランス 2012 が、2012 年 28 日~29 日、フランス、パリーの OECD Congress Centre にて開催される予定です。予定表に書き留めておいてください!

www.epo.org/stat



発行情報

発行者: Richard Flammer
編集者: D. Shalloe, K. Maes,
寄稿者: N. Clarke, R. Coda,
N. Horn, J. Hurtado-Albir,
P. Kallas (IMPACT), C. Kämmer,
S. Kaufmann, P. Lupo,
D. Shalloe, M. Sideris,
J. Siebenborn-Lotzkes, G. Vacek
デザイン: Atelier 59

Patent Information News

発行元
欧州特許庁
ウィーン支局
特許情報局
Rennweg 12, 1030
Vienna, Austria
Tel.: +43 1 52126 0

この刊行物で述べられた見解は、必ずしも EPO の見解ではありません。

ESPACE と esp@cenet は登録商標です。

ISSN 1024-6673